

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【規則】

- 岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則の一部を改正する規則  
（県例規集登載）

財産活用課

### 【告示】

- 許認可事務等標準処理期間要綱の一部改正
- 港湾施設における制限区域の設定等の一部改正  
（以上県例規集登載）

企業誘致・投資促進課  
港湾課

- 産業廃棄物処理施設の設置許可申請についての縦覧
- 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の更新

障害福祉課

### 【公告】

- 保安林の解除予定
- 土地改良区役員の退任及び就任届
- 洪水浸水想定区域の指定に係る指定の区域等の公表
- 道路の位置の指定  
【選挙管理委員会】

治山課  
耕地課  
河川課  
建築指導課

## 目次

担当課（室）

- 不在者投票を行うことができる施設の指定の一部改正  
（県例規集登載）

選挙管理委員会

- 個人演説会等を開催することができる施設の指定の取消し

〃

### 【正誤】

- 岡山県税条例等の一部を改正する条例の正誤  
（県例規集登載）

総務学事課

# 令和2年10月2日 岡山県公報 第12232号

## ◎岡山県規則第六十八号

岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則の一部を改正する規則

岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則（平成二十二年岡山県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三級地の項中「、岡山県警察本部藤原庁舎」を削る。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 令和2年10月2日 岡山県公報 第12232号

◎岡山県告示第五百十九号

許認可事務等標準処理期間要綱（昭和五十二年岡山県告示第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

令和二年十月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

別表産業労働部の部企業誘致・投資促進課の項5中「~~第15条~~第2項」を「~~第16条~~第2項」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

令和2年10月2日 岡山県公報 第12232号

◎岡山県告示第五百二十号

平成十六年岡山県告示第四百十七号（港湾施設における制限区域の設定等）の一部を次のように改正する。

令和二年十月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一の表水島港の項中

玉島四号埠頭岸壁（一―七）、玉島四号埠頭岸壁（七―一四）及びこれらに接する港湾施設の所在する区域で縦覧用図面に定める区域

玉島ハーバーアイランド四号埠頭岸壁（二）、玉島ハーバーアイランド四号埠頭岸壁（二）及びこれらに接する港湾施設の所在する区域で縦覧用図面に定める区域

玉島四号埠頭岸壁（一―七）、玉島四号埠頭岸壁（七―一四）及びこれらに接する港湾施設の所在する区域で縦覧用図面に定める区域

次の各地点を順次に結んだ線及びイの地点とニの地点を結ぶ水島港港湾区域と陸地との境界線により囲まれた区域

- イの地点 玉島四号埠頭岸壁（七―一四）の水際線の南端の点
- ロの地点 イの地点から二七一度四九分五〇メートルの地点
- ハの地点 ロの地点から一度四九分二六〇メートルの地点
- ニの地点 ハの地点から九一度四九分五〇メートルの地点

次の各地点を順次に結んだ線及びイの地点とニの地点を結ぶ水島港港湾区域と陸地との境界線により囲まれた区域

- イの地点 玉島ハーバーアイランド四号埠頭岸壁（二）の水際線の南端の点

を

に、

を

る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

ロの地点 イの地点から三三五度二七分五〇メートルの地点  
ハの地点 ロの地点から六五度二七分二八六メートルの地点  
ニの地点 ハの地点から一五五度二七分五〇メートルの地点

次の各地点を順次に結んだ線及びイの地点とニの地点を結ぶ水島港  
湾区域と陸地との境界線により囲まれた区域

イの地点 玉島四号埠頭岸壁（七一―一四）の水際線の南端の点  
ロの地点 イの地点から二七一度四九分五〇メートルの地点  
ハの地点 ロの地点から一度四九分二六〇メートルの地点  
ニの地点 ハの地点から九一度四九分五〇メートルの地点

に  
改  
め

# 令和2年10月2日 岡山県公報 第12232号

## ◎岡山県告示第五百二十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条第一項の規定により申請のあった産業廃棄物処理施設の設置許可申請の概要は、次のとおりである。

この産業廃棄物処理施設の設置許可申請書及びこの産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和二年十月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 一 申請の概要

#### 1 申請者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

(1) 名称 エスク岡山株式会社

(2) 住所 岡山県赤磐市山手四六番地

(3) 代表者の氏名 代表取締役 北村 猛

#### 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

岡山県赤磐市山手奥田二九番二、二九番三、二九番四、二九番五、同字河内三〇番一、四〇番一、同字御山口四一番、同字大坂四二番、四三番、同字才門堂三七一番二、同字四ツ角三七二番一、三七二番二

#### 3 産業廃棄物処理施設の種類

産業廃棄物の最終処分場（管理型）

#### 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く）・陶磁器くず、がれき類、廃石綿等

#### 5 申請年月日

令和二年九月九日

### 二 縦覧の期間及び場所

#### 1 期間

この告示の日から令和二年十一月二日まで

# 令和2年10月2日 岡山県公報 第12232号

## 2 場所

岡山県備前県民局地域政策部環境課、赤磐市赤坂支所市民生活課及び和気町佐伯  
庁舎総務事業課

## 三 意見書の提出

### 1 期限

令和二年十一月十六日

### 2 提出先

岡山県備前県民局地域政策部環境課

### 3 意見書に記載すべき事項

- (1) 意見書提出者の氏名及び住所
- (2) 申請者の氏名及び住所
- (3) 施設の設置場所
- (4) 施設の種類
- (5) 生活環境の保全上の見地からの意見（日本語で記載すること。）

◎岡山県告示第五百二十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和二年十月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

担当する医療の種類

更新年月日

あんず薬局

総社市小寺九九八―四

調剤

令和二年十月一日

医療法人社団清和会笠岡第一病院

笠岡市横島一九四五

形成外科

令和二年十月一日

# 令和2年10月2日 岡山県公報 第12232号

## ◎岡山県告示第五百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和二年十月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

玉野市渋川三丁目一二九九の八

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため



令和2年10月2日 岡山県公報 第12232号

有元  
福治

有元  
清 有元  
福治

〃 〃

〃 〃

小坂九二四―三 豊沢四三五

〃 〃

〔四四一〕水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により洪水浸水想定区域を指定したので、同条第三項の規定により次のとおり公表する。

令和二年十月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称

吉井川水系吉井川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深の図のとおりとする。

（「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部河川課、岡山県備前県民局建設部東備地域管理課、美作県民局建設部管理課及び同部勝英地域管理課に備え置いて縦覧に供する。）

一 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称

吉井川水系宮川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深の図のとおりとする。

（「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部河川課及び岡山県美作県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。）

一 洪水浸水想定区域を指定した河川の名

称  
吉井川水系加茂川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深の図のとおりとする。

（「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部河川課及び岡山県美作県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。）

# 令和2年10月2日 岡山県公報 第12232号

〔四四二〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県美作県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和二年十月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令美作局 建第六〇〇九号 令和二年九月二十 三日	一 勝田郡勝央町黒土字羽入田八〇一番	六・〇〇	九六・六九

# 令和2年10月2日 岡山県公報 第12232号

## ◎岡山県選管告示第五十五号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正し、令和二年九月二十五日から適用する。

令和二年十月二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

表病院の項中

介護老人保健施設くろかみ

新見市高尾二三〇六一五

を

高梁中央介護医療院

高梁市南町五三

介護老人保健施設くろかみ

新見市高尾二三〇六一五

に改め、表老人ホ

ームの項中

地域密着型特別養護老人ホーム結いのさと愛家里

総社市秦三三〇一一

高梁市養護老人ホーム長寿園

高梁市落合町阿部三〇九

を

地域密着型特別養護老人ホーム結いのさと愛家里

総社市秦三三〇一一

に、

特別養護老人ホーム有漢荘

高梁市有漢町有漢七九四  
五一一六

令和2年10月2日 岡山県公報 第12232号

養護老人ホーム成羽長寿園 新見市養護老人ホーム和みの郷かなや	新見市養護老人ホーム和みの郷かなや	特別養護老人ホーム有漢荘	高梁市養護老人ホーム成羽川荘
高梁市成羽町成羽二二五 一〇一 新見市金谷六四一	新見市金谷六四一	高梁市有漢町有漢七九四 五〇一六	高梁市成羽町成羽二二八 二
に改める。	を	に、	を

◎岡山県選管告示第五十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号に定める個人演説会等を開催することができる施設について、高梁市選挙管理委員会から、次の施設の指定を取り消した旨報告があつた。

令和二年十月二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

成羽総合福祉センター	施設 の 名 称
高梁市成羽町下原六〇六番地	所 在 地
高梁市社会福祉協議会	施設 の 管 理 者
令和二年九月一日	指 定 取 消 年 月 日

◎岡山県選管告示第五十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号に定める個人演説会等を開催することができる施設について、真庭市選挙管理委員会から、次の施設の指定を取り消した旨報告があつた。

令和二年十月二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

湯原ふれあいセンター	施設 の 名 称
真庭市豊栄一五二五	所 在 地
真庭市長	施設 の 管 理 者
令和二年九月一日	指 定 取 消 年 月 日

令和2年10月2日 岡山県公報 第12232号

四・終わりが ら四	四・終わりが ら七	頁・行
令和二年法律第 号	令和二年法律第 号	誤
令和二年法律第六十二号	令和二年法律第十二号	正

〔三九〕令和二年七月七日付け（号外）公布岡山県税条例等の一部を改正する条例（岡山県条例第四十四号）に誤りがあった。